国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者へ



給付サービスのご案内

問健康保険課国保・年金係☎㉒8271（市役所1階）

高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた金額を高額療養費として支給。

※マイナ保険証の利用で、「限度額適用認定証」の事前申請が不要になります。

はり、きゅう、マッサージの施術料

市指定の施術所で施術を受けた場合、1日1回900円を月5回まで補助（施術料から補助額を差し引いた金額を施術所で支払い）。

※指定施術所はお問い合わせください。



一部負担金の減免・徴収猶予

震災・風水害・火災等によって重大な損害を受けたり、事業や業務の休廃止・失業等によって収入が著しく減少したりしたとき、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免を一定期間受けられる（収入額に基準あり）。

給付を受けるには、世帯主や病院にかかった人から申請が必要です。手続は早めに行ってください。医療機関等への支払いや出生・死亡の翌日から2年を過ぎると、給付できません（インフルエンザ予防接種助成金の申請受付は上記のとおり）。



【申請に必要なもの（次の①～④全て）】

▶国民健康保険制度の場合

①マイナ保険証又は資格確認書　②世帯主名義の通帳

③個人番号が分かるもの　④その他の指定する書類

▶後期高齢者医療制度の場合

①マイナ保険証又は資格確認書　②本人名義の通帳

③個人番号が分かるもの　④その他の指定する書類

インフルエンザ予防接種

65歳未満の国民健康保険被保険者が、インフルエンザ予防接種に係る費用を医療機関に支払った場合、1,000円（1人1年度に1回まで）を助成。

■接種期間　10月～翌年3月末

■申請受付　翌年度4月末まで



出産育児一時金

国民健康保険加入者が妊娠12週以上で出産（死産・流産を含む）した場合、出産育児一時金を支給。



コルセット等の治療用装具代

医師が必要と認めた治療用装具の代金は、全額を支払った後に自己負担割合相当額を超えた金額を払戻し。

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、喪主に葬祭費を支給。

交通事故などにあったときは届出を！

交通事故など、第三者の行為によって負ったケガなどは、マイナ保険証や資格確認書を使って治療を受けられます。本来、加害者が負担する医療費を保険者（国保・後期高齢）が一時的に立て替え、後で加害者等に請求します。

事故等で病院を受診の際は、早めにお問い合わせください。



■届出窓口

健康保険課国保・年金係（市役所1階）

※必要書類は窓口に備え付けているほか、市ホームページ（ID1762）に掲載しています。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待とは？　保護者が監護する児童（18歳未満）に行う暴力で、次の4種類に分類されます。

【身体的虐待】
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる　など

【性的虐待】
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする　など

【ネグレクト】
家に閉じ込める、食事を与えない、重い病気になっても病院に連れて行かない　など

【心理的虐待】
言葉での脅しや無視、兄弟間での差別的扱い、目の前で家族に暴力を振るう　など

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。

連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

●大分県中津児童相談所	☎0979－22－2025
●こども総合相談課（市役所別館1階）	☎㉒8230
●児童家庭支援センター「陽」	☎㉙8722
●日田警察署	☎㉓2131
●大分県西部保健所	☎㉓3133
●大分地方法務局日田支局	☎㉒2719

児童相談所全国共通3桁ダイヤル　いち　はや　く　**189**

お住まいの地域の児童相談所につながります。

オレンジリボンは、児童虐待防止のシンボルです。

出産や子育てに関する悩みがある人は、児童相談所又は下記担当課にお気軽にご相談ください。

問こども総合相談課こども総合相談係☎㉒8230（市役所別館1階）

DVで悩んでいませんか？

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは　性別に関わらず、配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）人からの暴力で、次の5種類に分類されます。この機会に、DVについて考えてみましょう。

【身体的暴力】
殴る、蹴る、物を投げつける、刃物で脅すなど

【性的暴力】
性行為の強要、ポルノ画像を無理やり見せる　など

【社会的暴力】
外出を制限する、スマートフォンや交友関係を細かくチェックする　など

【精神的暴力】
大声で怒鳴る、無視する、人前で命令口調、モラハラ　など

【経済的暴力】
生活費を渡さない、借金の強要　など

相手との関係がつらい…

暴力を受けた

どこに相談したら良いか分からない

これってDVかもしれない

年齢・性別を問わず、相談できます

【DV相談ナビ】　#8008（はれれば）　【警察相談】　#9110

【DV相談＋（プラス）】　下記二次元コードを読み取って、

①電話　②メール　③チャット　のいずれかを選択

※①②は24時間受付、③は正午～午後10時。

【女性の人権ホットライン】　☎0570－070－810

パープルリボンは、女性に対するあらゆる暴力根絶のシンボルです。

問こども総合相談課こども総合相談係☎㉒8230（市役所別館1階）